

# 第1章 本学学部の理念・目的・教育目標及び教育組織

## 1 沿革

新潟県の高齢化は、全国平均を上回って推移しており、既に超高齢化社会に突入している。高齢化の進展は特に過疎地域において著しい。県内市町村のうち高齢化率の高い地域では、既に46.2%に達している。高齢化は、今後もさらに進行し、平成22年度には現在の25.0%から26.2%に達するものと推計されている。

このような状況を踏まえ、新潟県は長期計画・基本構想（平成13～平成22年）を立案し、「県民、市町村とのパートナーシップによる県づくり」を使命に掲げている。

保健医療福祉体制の分野では、機能分担の明確化や相互連携の強化、質的向上、人材の確保に努め「生涯にわたる適切なサービスの提供体制の確立に努めるとともに、保健・福祉専門職の学習環境づくり」を提唱し、高等教育機関の充実を図るため、社会人にも門戸を開き、大学院での再教育や生涯学習支援、民間との共同研究など、開かれた高等教育の推進をめざすこととしている。

## 2 大学設置の経緯

平成6年4月に新潟県は看護職者不足の解消、質の高い看護職者の養成を目的として、新潟県立看護短期大学（収容定員300人）を設置した。短期大学完成年の平成9年度には、地域看護学専攻（収容定員45人）及び助産学専攻（収容定員15人）の2つの専攻科を開設した。

一方、この年の平成9年3月県は「高等教育機関の整備に関する懇談会」を発足させた。この報告書（「新潟県における高等教育機関の整備のあり方」）には、「本格的な高齢化社会に対応して、本県が全国を先導する人材を育成していくためには、全国の先進モデルとなりうる教育研究課程を備えた福祉保健系大学の学部学科の拡充、強化が求められている。」との提言がなされている。

さらに、平成9年9月には、県内看護職能団体（新潟県看護協会、日本助産婦会新潟県支部、日本看護連盟新潟県支部、新潟県看護教員の会）より、看護教育の充実を図るため、早期に看護大学を開設するよう要望書が提出された。

これらを受けて新潟県は、平成12年3月に県内外の有識者と専門家等からなる「県立看護大学設立検討委員会」を設置し、看護大学設置に対する検討を進め平成13年2月に「新潟県立看護大学基本計画」を策定し、平成14年4月開学をめざして、平成13年4月に文部科学省へ大学設置認可の申請をし、同年12月、文部科学大臣の認可を受けた。

平成17年6月には、地域の人々の健康のダイナミズムを視野におき、自立して看護ケアを立案・実行し、新しい問題をフォローアップすることのできる上級看護専門職者としての能力向上に寄与することを使命とする新潟県立看護大学大学院看護学研究科修士課程の設置認可の申請をし、同年10

月、文部科学大臣の認可を受けた。これにより学部完成年度を終える平成 18年4月からは新たに大学院教育がスタートした。平成19年度には、第1回院生の教育が修了する（看護学修士）予定である。ただし、本報告書では、本学学部教育における6年間の自己点検・評価に限ることとする。

### 3 学部設置の目的

新潟県は、高齢化の進展、医療需要の多様化、医学・医療技術の高度化に伴って顕著になってきた看護教育の大学化に対する要請や取り巻く社会環境の変化をうけて、社会人の学び直し教育等の要望に応えるため、平成6年に開学した新潟県立看護短期大学を看護大学に改組することとした。また、看護大学に看護研究交流センターを附設し、県民や現任の看護職員の生涯にわたる学習ニーズに寄与するとともに、市町村自治体の保健医療福祉計画にかかる課題研究や共同計画に参加することを通して、地域のヘルスケア活動に寄与することとしている。

### 4 大学の理念と目標

#### 1) 建学の理念

新潟県立看護大学の建学理念は「ゆうゆうくらしづくり」である。この心は、新潟県が21世紀最初の長期総合計画において策定した3つの施策体系の精神を受けて県民のくらしに融け込み、各地のヘルスケアのニーズにバイタリティをもって独自の・創造的に、かつ、自由と自律の精神をもって、教育・研究にゆうゆうと励み、地域とともに発展する大学に邁進することである。

#### 2) 使命

建学の理念をうけて「地域文化に根ざした看護科学の考究」を大学の使命とする。新潟県の社会文化資源や日本海を中心とする世界貿易を見据え、個人、地域、国際社会各々の文化に「在る」ヘルスニーズに対応できる教育・研究に努めると共に、資質の高い看護人材の育成を通じて地域に貢献する。

#### 3) 教育理念

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性と自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向性を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術をもって、地域文化に根ざした看護科学の発展に寄与できる看護人材の育成を目指す。

#### 4) 教育目標

- 生命の尊厳を感受し、自己への深い洞察力と物事への豊かな想像力に根ざした倫理観を培い、人々の喜び、痛み、苦しみを分かち合い、自己の持てる力を行動に移す能力を養う。
- 個々に異なる健康状態の人々と関わることのできる基本的専門知識と技術を習得し、学理に基づいて対応できる実践的問題解決能力を養う。

- 社会情勢の変化や科学技術の発達に主体的・創造的に対応して生涯学習を継続・発展させる態度を養う。
- 自己の専門性に対する誇りと責任感を持ち、他職種と協働・連携し、可能な限り利用者のニーズに専心する態度を養う。
- グローバルな視野に立って物事を考え、国内外を活動の場として活動できるコミュニケーション能力を養う。
- 研究的態度を身につけ、看護学を発展させ、看護の専門性を向上させていく能力を養う。

## 5) アドミッション・ポリシー

### (1) 受験生

受験生には毎年発行するキャンパスガイドに大学理念を具体化した形で提示しており、オープンキャンパス時にもかかわらずメッセージしている。特に、特別選抜における一般推薦、社会人特別選抜の受験生の出願資格の1つとして「看護学に深い関心を持ち、本学卒業後その専門分野における実践及び教育の研究に携わっていく意欲を有する者」とメッセージしており、一般推薦には推薦書、社会人特別選抜には自己推薦書の提出を課している。一般選抜には出願資格において特別なメッセージはしていないが、入学時、身に付いていることが望ましい学力として、数学や理科の力を重要視している。

### (2) 免許資格

毎年発行のキャンパスガイドやオープンキャンパス説明会において卒業時の国家試験資格（看護師、保健師）等についてのメッセージを重要視して、入学後も、各年次生の前・後期ガイダンス時に説明している。

### (3) 3年次編入学生の出願資格

学校教育法 56 条、82 条の 10 の規定、及び看護師免許取得者及び取得見込者を入学要件とした。卒業時の国家試験受験資格は保健師のみとし、看護専門教育の統合を重要視している。

### (4) 大学院・研究科

就学している看護職の修学環境を担保することを重視し、長期履修制度を設けてメッセージしている。

## 5 学部・学科及び大学院の入学者定員

表 1 - 1 学部・大学院研究科の定員

| 学部<br>学科     | 修業<br>年限 | 入学<br>定員 | 編入学<br>定員 | 学位<br>称号    | 開設年月日                              |
|--------------|----------|----------|-----------|-------------|------------------------------------|
| 看護学部<br>看護学科 | 4年       | 90名      | 10名       | 学士<br>(看護学) | 平成 14 年 4 月 1 日<br>平成 17 年 4 月 1 日 |
| 大学院<br>看護研究科 | 2年       | 15名      |           | 修士<br>(看護学) | 平成 18 年 4 月 1 日                    |

## 6 学部教育の組織編成

### 1) 平成 14 年度から平成 17 年度まで

本学は、平成 6 年 4 月に発足した新潟県立看護短期大学（以下「短大」と略す）の志願者募集停止を受けて、平成 14 年 4 月に開学された。短大が閉学するまで大学は、施設、教育環境は短大生・大学生の別なく共用してきた。他方、全教員は「短大」の併任教員として、平成 17 年 3 月「短大」の閉学まで、2つの大学運営と2つの教育課程において、その責務を果たしてきた。

このような状況の中では、教員全員が、看護単科大学の使命とこれに基づく教育理念・目標、及び教育課程の編成方針を確認し合い、教科目を有機的に結びつける中で、教育方法を討論しやすい教育組織体を持つ必要があった。そこで、共通する教育科目グループを単位とする5つのグループ、これを講座と呼び、「看護基盤科学」「実践基礎看護学」「成人看護学」「母子看護学」「広域看護学」の5講座を設定した。「看護基盤科学」は、基礎科目群の授業を編成する教員と専門支持科目群の授業を編成する教員から成る講座である。

各講座ともに、その授業編成では、各教科の講義・演習・実習が楔形に進行するように配置し、チュートリアル型の授業方法を多く取り入れた教育活動を展開することに努めてきた。特に専門演習においては「講座」の枠をなくしてチュートリアル教育プロジェクトを作り、全教員が参加してきた。一方、当初から研究活動は講座の枠をなくして横断的に進めるものとした。

### 2) 平成 18 年度以降現在まで

開学以来の看護系教員の慢性的な人員不足と、その中での人員の偏在の問題が顕著化した。また、看護専門科目群に対する看護基盤科学科目群との時間数の割り振りや教員の位置づけや教育内容の意味づけを明確にする必要が生じてきた。さらに、講座制固有の問題に対する解決策が求められるようになってきた。そこで、平成 18 年度より講座制に変えて、担当する教科目を取り入れ、共通科目と専門科目の2群に大別する教育組織とした。ただし、原則として授業科目の変更はしていない。

- (1) 共通科目群には「人間環境科学」「生物・医学」の2領域を配置した。専門科目群には「基礎看護学」「臨床看護学」「地域生活看護学」の3領域を配置した。加えて「総合科目」を別に配置した。
- (2) 「人間環境科学領域」では、自然、社会、情報等の学問的アプローチの特徴や、各学問固有の知識を講義形式と各セミナー形式の教授法を取り入れ、リベラル・アーツとして看護科学に求められる授業内容とした。「生物・医学」領域ではヒューマンバイオロジーに関する科学的接近方法の学びを通してヒト・ひと・人間の生命と健康や疾病・回復のメカニズムが理解できる教科目を配置した。
- (3) 専門科目群には3領域個々の科目群を教授する中で理論・知識・技術を体系的に学習できるように教科目を配し、講義・演習・実習を通して看護実践の基礎力が身につくようにした。
- (4) 総合科目Ⅰでは健康スポーツ学（演習）及び人間関係と表現の気づき（演習）を、総合科目Ⅱは、最新の学際的・実践的課題を適宜提供する教科目を用意することとし、毎年度始

めに授業内容や講師陣を定めることにしている。

### 3) 教育の特色

- (1) 入学初年度から地域社会の人々と交流するプログラムを組み込み、生活者に対する洞察力・創造力を育む。
- (2) 1年次より段階的に専門科目、実習科目を開講することで、地域及び地域生活における営みへの理解を深め看護学への関心を連続的・統合的に高めていく。
- (3) 1年次より少人数ゼミナール及びチュートリアル演習教育を導入することで、質の高い対人交流能力を附与すると共に学生の主体的な知的探求を確保するための学習時間を組織的に導入。
- (4) 専門科目群では、看護技術のスキルトレーニング及び実習前後の自習環境を整備してきた。
- (5) 実習に対する学生間インセンティブを高めるため、ふれあい実習発表会、継燈式、卒業研究発表等、学生による自主的な発表プランニングと発表の公開の推進。

### 4) 教育の組織的取り組み

- (1) セメスター制、GPA 制度及びオフィスアワーを導入。これにより学生各々の主体的学習が動機づけられる指導、また、学生各々のつまづきに対する個別指導を目指す。
- (2) ゲストスピーカー制度の導入  
スキルトレーニングを要する科目や、その科目に不可欠なスペシャリストをゲストスピーカーとして単位認定権をもたないが教科教育に加わってもらう。
- (3) 臨床教員制度の導入  
臨床実習病院関係者を、臨床教員と認定して臨床指導の強化を図る。

## 7 課題・問題点及び改善方針

### 1) 広報に資する冊子類の点検

アドミッション・ポリシーを受験生にメッセージするという視点に立って、大学が発行している諸々の広報冊子を再点検する必要がある。特に毎年発行するキャンパスガイドや各種学生募集要項などについては急ぎ検討する必要がある。

### 2) 看護系職員の充足

専門科目を多く担当する看護系教員の充足は喫緊の課題である。しかし、年毎に増える教員の退職に対するその都度の募集によっても欠員を埋めることができない現状が続いている。そのためもあって、教員全員が相互にサポートし合える体制を作る必要から、開設年～17年度まで続けてきたゆるやかな大講座制を平成18年度以降は教科目制に変更した。

組織改革のもう一つの理由は、本学の重視する教育方法にある。本学は、学生が主体的に考え、行動する力が身につく学習を重視し、ゼミナール、演習、実習教育を積極的に進めてきたところである。教育の質を保証するために、学生の主体性を重視したこのような学習方法を展開するためには、必要に応じて全教員が協力し合う体制が不可欠と考えたからである。

このような教育方法は、教育内容の多くをチームプロジェクト化することでもあるので、当該プログラムを実行する全教員の討議時間や教授時間が増え、コーディネーターとなる教員の負担感を表面化させることにもなった。すなわち、どのような教育方法を取り入れるにせよ、看護系教員の充足は緊急の課題であるといえる。

### 3) 臨床教育制度の一層の発展

臨床実習機関における現任看護師、医師等を臨床教員「制度」として委嘱する方式を取り入れたことは評価できる。現時点では、現任看護職は「講師」の委嘱に止まっているが、今後はこの待遇の「准教授」「教授」の委嘱が可能な規程になっているので、今後の発展に期待できる。しかし、臨床教員の現状は無給のままである。今後、待遇改善していかなければならない。一方、この制度が、実践機関にとってより実効あるものになるためには、実習機関のキャリアラダーに貢献できるアプローチであらねばならない。今後ともに本学との密接な交流と協議により、相互理解を深めていく必要がある。

### 4) オフィスアワー制度の再検討

GPA制度の導入の成果は、オフィスアワーに対する学生の積極的活用や教員の個別学習支援が一体化されて初めて評価されるものと思われる。この点は改善すべき課題である。あらためて方針を検討する必要がある。

### 5) ゲストスピーカー制度の一層の充実

本制度については予算化されており、現在 150 余名のスピーカーにより、各教育科目の教育内容の質に寄与されている。年々予算が削減されている中ではあるが、この制度の一層の充実を図っていく必要がある。



#### 校章に込められた思い

Niigata College of Nursing の Niigata の「N」、Nursing の「N」と新潟県の県花「チューリップ」とを合わせイメージした。赤の「円」は燦然と輝く希望の太陽とみなぎる活力を、「N」は手に手をつなぐ看護の人・もの・情報の発信と保健・医療・福祉の総合的視野に拓く創造性を表現し、これは又、21世紀をリードする新潟県立看護大学が力強く飛翔発展する雄姿を象徴しています。